

○岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月19日

市条例第78号

改正 平成27年7月8日市条例第50号

平成28年3月24日市条例第10号

平成30年3月20日市条例第13号

令和3年3月17日市条例第12号

令和6年3月21日市条例第13号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条—第36条）

第4章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6の軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 軽費老人ホームの開設者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び施設を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であ

ってはならない。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームは、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則)

第5条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第6条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第7条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

2 軽費老人ホームの生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

(職員の専従)

第8条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第9条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生の防止及び発生時の対応
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第10条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に職員に周知しなければならない。

3 軽費老人ホームは、当該施設の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

5 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、非常災害時における入所者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、老人福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

7 軽費老人ホームは、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(記録の整備)

第11条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所者に提供するサービスに関する計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第18条第1項第1号の規定によるサービスの提供に要する費用の請求に関する

る記録

(4) 第19条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第35条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第12条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2の耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

(7) 調理室

(8) 面談室

(9) 洗濯室又は洗濯場

(10) 宿直室

(11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

3 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室

ア 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、入所者等が一の脱衣室を利用している際は、他の入所者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。

イ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

4 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は、13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、

23. 45平方メートル以上とすること。

エ 洗面所，便所，収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし，共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては，居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し，共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

5 前各項に規定するもののほか，軽費老人ホームの設備の基準は，次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送することができる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては，エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士を，調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であつて，指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項の指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）），指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項の指定介護予防特定施

設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項の指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30以下の軽費老人ホームにあつては,常勤換算方法で,1以上とすること。

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあつては,常勤換算方法で,2以上とすること。

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあつては,常勤換算方法で,2に実情に応じた適当数を加えて得た数とすること。

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は,前年度の平均値とする。ただし,新規設置又は再開の場合は,推定数とする。

3 第1項の常勤換算方法とは,当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は,専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし,当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には,他の事業所,施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあつては,当該生活相談員のうち1人以上は,常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護,指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては,入所者に提供するサービスに支障がないときは,第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は,常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号の介護職員は,入所者の身体機能の状況,併設する社会福祉施設等との

連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項の介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項の介護医療院をいう。以下この項において同じ。）又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項の診療所をいう。以下この項において同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

（1） 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の職員

（2） 診療所 その他の職員

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応することができる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明等)

第14条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約の解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の重要事項を記した文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに

より文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の承諾を得た軽費老人ホームは、当該承諾を得た後に、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

第15条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。

(2) 60歳以上の者であること。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第16条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることがで

きるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項の居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項の施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項の居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項の介護保険施設及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定介護療養型医療施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第17条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料の受領）

第18条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

（1） サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として岡山県知事が定める額に限る。）

（2） 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

（3） 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に規定する費用を除く。）

（4） 居室に係る光熱水費

（5） 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

（6） 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して岡山県知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第19条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(食事)

第20条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第21条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項の要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

4 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

7 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第22条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項の要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条の居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第23条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第24条 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の

把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第36条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第25条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項の介護予防サービス計画をいう。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第24項の居宅介護支援事業をいう。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項の介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第35条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われ

る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームは、職員の計画的な人材育成に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第27条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。）第26条第2項第4号に規定する平成18年厚生労働省告示第268号により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第29条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第32条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第33条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第83条の運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第34条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第37条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過的軽費老人ホーム）

第2条 平成20年6月1日において存する軽費老人ホーム（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、基準省令附則第2条第2号の軽費老人ホームB型に該当するものとして市長が指定したものに係る設備及び運営の基準については、第4条から第36条までの規定にかかわらず、次条から附則第9条までに定めるところに

よる。

(軽費老人ホームB型に係る基本方針)

第3条 軽費老人ホームB型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームB型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームB型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、地域包括支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームB型は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

(軽費老人ホームB型の規模)

第4条 軽費老人ホームB型は、50人以上(他の老人福祉施設に併設する場合にあっては、20人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームB型の設備の基準)

第5条 軽費老人ホームB型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 軽費老人ホームB型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営を期待

することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、当該設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室， 娯楽室又は集会室
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 面談室
- (6) 洗濯室又は洗濯場
- (7) 管理人居室
- (8) 前各号に掲げるもののほか， 運営上必要な設備

3 前項第1号， 第3号及び第7号に掲げる設備の基準は， 次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は， 1人とすること。ただし， 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は， 2人とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は， 16.5平方メートル以上とすること。ただし， アただし書の場合にあつては， 24.8平方メートル以上とすること。

エ 洗面所及び調理設備を設けること。

オ 調理設備について， 火気を使用する部分は， 不燃材料を用いること。

(2) 浴室

ア 規則で定める基準に従い， 浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし， 入所者等が一の脱衣室を利用している際は， 他の入所者等を入室させない等， プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は， 一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。

イ 浴室の扉は， プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか， 介護を必要とする者の入浴に適したものとすること。

(3) 管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができる。

(軽費老人ホームB型の職員配置の基準)

第6条 軽費老人ホームB型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数

(3) 入所者の生活, 身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適當数

2 前項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 第1項第2号の管理を行う職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、職員が緊急時に迅速に対応することができる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(軽費老人ホームB型の利用料の受領)

第7条 軽費老人ホームB型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として岡山県知事が定める額に限る。）

(2) 居住に要する費用（次号に規定する費用を除く。）

(3) 居室に係る光熱水費

(4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適當と認められるもの

2 軽費老人ホームB型は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、

あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(軽費老人ホームB型における自炊の支援等)

第8条 軽費老人ホームB型は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。

2 軽費老人ホームB型は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。

(準用)

第9条 第5条、第6条、第7条第1項、第8条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第26条から第36条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第24条第2項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第36条まで」とあるのは、「附則第7条及び附則第8条並びに附則第9条において準用する第9条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第26条から第36条まで」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第10条 施行日において現に存する軽費老人ホームについては、第12条第3項第2号(軽費老人ホームB型にあつては、附則第5条第3項第2号)の規定にかかわらず、基準省令第10条第4項第2号(軽費老人ホームB型にあつては、同附則第13条第4項第2号)の規定によることができる。

附 則 (平成27年市条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年市条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年市条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第36条（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和6年3月31日までの間、新条例第26条の2（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

4 令和6年3月31日までの間、新条例第26条第3項（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

5 令和3年9月30日までの間、新条例第35条第1項（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

6 令和6年3月31日までの間、新条例第28条第2項第3号（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

附 則（令和6年市条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項第2号の改正規定及び第37条第1項の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分に限る。）は、交付の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第3項（附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。